

いじめ対応マニュアル

武石小学校

いじめの問題に対して、全職員が協力・連携して、その未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

1 いじめとは何か

- ① 行為をした者（A）も行為の対象になった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

2 いじめの態様

（１）言葉による暴力

あだ名、悪口を言う。こそこそ話をする。「きもい」「うざい」などと言う。やじるはやしたてる。言われたくないことを言う。

（２）暴力

殴る、蹴る、こづく、つねる。頭髪を引っ張る。遊びに見せかけて痛めつける。足をかけて転ばす。ズボンや下着を下げる。

（３）仲間はずし

相手にしない。知らんふりをする。口をきかない。遊びにいてくれない。話に入れない。近づくと避ける。にらむ。

（４）たかり

金品を要求する。万引きを強要する。

（５）おどし

「ちくるとひどい目に遭わせるぞ」とおどす。

（６）嫌がらせ

ものを隠す。手紙などに悪口を書いて回す。机を離す。落書きをする。

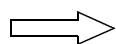
（７）その他

困っていても助けない。パソコン、携帯電話などで誹謗中傷の書き込みをする。

3 いじめの進行

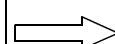
【第一段階】

- ・ ふざけ
- ・ 遊び
- ・ いたずら



【第二段階】

- ・ けんか
- ・ いじわる
- ・ からかい



【第三段階】

- いじめ
- ・ 心理的いじめ
- ・ 物理的いじめ

4 いじめの未然防止・早期発見

(1) 教師と児童・児童相互の信頼関係づくり

- ・日常的なかかわりの中で、教師と児童との信頼関係を築く。
- ・友だちと温かい心でかかわり、仲良くしていくことの大切さを指導する。
- ・かかわりの中で、児童一人一人の心身の状況や、児童相互の関係等を把握すると共に、相互の人間関係づくりに努める。

(2) お互いに認め合える学級づくり

- ・道徳、学級活動における人権に関する指導を、場当たりのではなく、計画的に行う。
- ・開かれた学級づくり。
- ・かかわり合い、学び合いを大切にした授業。
- ・児童一人一人の人権を大切にした授業。

(3) いじめのサインのキャッチ

- ・ものがなくなる（隠される）。
- ・持ち物に落書きがある。
- ・休み時間一人でいる。
- ・失敗すると笑いがおきる。
- ・ペアやグループになることを拒まれる。
- ・成績が落ちる。
- ・おなかが痛い等の身体症状を訴える。
- ・欠席が多くなる。（連続3日以上は報告）等

(4) いじめを許さない毅然とした指導

- ・いじめている児童に対しては、心や体を傷付ける重大な問題として、早期に家庭訪問等を行い、保護者を交え懇談する。
- ・いじめられた児童には、何があっても、学校が徹底して守り通すという姿勢を、日頃から示していく。

(5) 校内・家庭・地域・外部機関との連携

- ・いじめの問題の基本方針や情報を、日頃から家庭や地域に公表・報告し、保護者や地域住民からの理解と協力を得られるように努める。
- ・小さなことでも気付いたことを教職員間で報告し合い、共有し合いながら、教職員全体で全校児童を見守り指導にあたる。
- ・スクールカウンセラー等の相談員や外部機関と連携をした教育相談及び支援にあたる。

(6) 観察・情報収集

- ・日常的な観察
- ・定期的ないじめアンケート調査や学級システムプログラムアンケートの実施
- ・児童との懇談の時間
- ・メモや日記の活用
- ・職員間の情報交換や保護者や地域からの情報提供

5 いじめへの対応

いじめ不登校対策委員会で対応方針を決め、役割分担等を確認しながら進める。

(1) 被害者への対応

- ①教師・・・話をうなずきながら聞く。本人の訴えた言葉を繰り返してあげる。
話が混乱しているときは、その内容を整理して伝える。本人が努力していることを支持する。

〈確認すること〉・いつから。 ・どんなとき。 ・何がきっかけで。
・どこで。 ・どんな行動を。 ・人数は（誰から）。

- ②家庭・・・「最後まで守ってあげる」「味方だよ」というメッセージを伝える。
本人を責めない。「負けるな。」「いい試練だ」とは言わない。

(2) 加害者への対応

- ①教師・・・組織的に取り組む。事実を明確にする。いじめてしまった気持ちを受容的に聞く。相手の身になってよく考えさせる。「この行動は人として許されない」「相手は悩み、苦痛を味わっている」ことに気づかせる。謝罪の気持ちをもたせる。

〈確認すること〉・いつから。 ・どんなとき。 ・何がきっかけで。
・どこで。 ・どんな行動を。 ・人数は（誰と）。
・どんな気持ち。
『事実の確認』 → 『言い逃れなさせない』 → 『きちんと謝罪させる』
→ 『今まで以上に関わりを大事にする』

- ②家庭・・・両親が一緒に叱責しない。事実を聞きだす。いじめてしまった気持ちを受容的に聞く。いじめを許さない。きちんと謝罪する。今まで以上に子どもと関わりを持つ。

(3) 被害者の家庭への対応

- ・保護者の心理（怒り・今後の不安等）を理解し事実を伝える。
- ・被害児童への関わり方を説明する（上記の内容を確認する）。
- ・今後の学校としての対応について説明し、理解してもらう。

(4) 加害者の家庭への対応

- ・保護者の心理（怒り・情けなさ・自責の念・今後の不安等）を理解し、事実を伝える。
- ・加害児童への関わり方を説明する（上記の内容を確認する）。
- ・謝罪の方法について確認する。
- ・今後の学校としての対応について説明し、理解してもらう。

(5) 観衆・傍観者への対応

- ・観衆や傍観者もいじめの加害者と同じであることを教える。いじめられる方にも問題があるという受け止めは許さない。相手の気持ちや立場を思いやることを指導する。「かけがいのない命」を大切にすることを指導する。

6 マスコミへの対応について

学校長があたる。他の職員が問い合わせをされた場合は、学校長が窓口であることを伝える。